第六十三条の五第一項第一号及び第二号中「外国仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者」に改め、同項第三号及び第四号中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同項第十号中「外国仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者」に改め、同号イ中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同号ニ中「この法律」の下に「、金融商品取引法」を加え、同号ホ中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「この法律」の下に「、金融商品取引法」を加え、同号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、「若しくは名称」を削り、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　暗号資産交換業者をその会員（第八十七条第二号に規定する会員をいう。）とする認定資金決済事業者協会に加入しない法人であって、当該認定資金決済事業者協会の定款その他の規則（暗号資産交換業の利用者の保護又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に関するものに限る。）に準ずる内容の社内規則を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

第六十三条の六第二項中「前項」を「前二項」に、「仮想通貨交換業者登録簿」を「暗号資産交換業者登録簿」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、「とき」の下に「（前項の規定による届出をした場合を除く。）」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

暗号資産交換業者は、第六十三条の三第一項第七号又は第八号に掲げる事項のいずれかを変更しようとするとき（暗号資産交換業の利用者の保護に欠け、又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。）は、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第六十三条の七中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業を」を「暗号資産交換業を」に改める。

第六十三条の八中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業に」を「暗号資産交換業に」に改める。

第六十三条の九中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業の」を「暗号資産交換業の」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（暗号資産交換業の広告）

第六十三条の九の二　暗号資産交換業者は、その行う暗号資産交換業に関して広告をするときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一　暗号資産交換業者の商号

二　暗号資産交換業者である旨及びその登録番号

三　暗号資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

四　暗号資産の性質であって、利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして内閣府令で定めるもの

（禁止行為）

第六十三条の九の三　暗号資産交換業者又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　暗号資産交換業の利用者を相手方として第二条第七項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結又はその勧誘（第三号において「暗号資産交換契約の締結等」という。）をするに際し、虚偽の表示をし、又は暗号資産の性質その他内閣府令で定める事項（次号において「暗号資産の性質等」という。）についてその相手方を誤認させるような表示をする行為

二　その行う暗号資産交換業に関して広告をするに際し、虚偽の表示をし、又は暗号資産の性質等について人を誤認させるような表示をする行為

三　暗号資産交換契約の締結等をするに際し、又はその行う暗号資産交換業に関して広告をするに際し、支払手段として利用する目的ではなく、専ら利益を図る目的で暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を行うことを助長するような表示をする行為

四　前三号に掲げるもののほか、暗号資産交換業の利用者の保護に欠け、又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める行為

第六十三条の十中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「その取り扱う仮想通貨と本邦通貨又は外国通貨との誤認を防止するための」を「暗号資産の性質に関する」に、「仮想通貨交換業に」を「暗号資産交換業に」に、「仮想通貨交換業の」を「暗号資産交換業の」に改め、同条に次の一項を加える。

2　暗号資産交換業者は、暗号資産交換業の利用者に信用を供与して暗号資産の交換等を行う場合には、前項に規定する措置のほか、内閣府令で定めるところにより、当該暗号資産の交換等に係る業務の利用者の保護を図り、及び当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

第六十三条の十一第二項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業に」を「暗号資産交換業に」に、「金銭又は仮想通貨」を「暗号資産」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該暗号資産交換業者は、利用者の暗号資産（利用者の利便の確保及び暗号資産交換業の円滑な遂行を図るために必要なものとして内閣府令で定める要件に該当するものを除く。）を利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める方法で管理しなければならない。

第六十三条の十一第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

暗号資産交換業者は、その行う暗号資産交換業に関して、暗号資産交換業の利用者の金銭を、自己の金銭と分別して管理し、内閣府令で定めるところにより、信託会社等に信託しなければならない。

第六十三条の十一の次に次の一条を加える。

（履行保証暗号資産）

第六十三条の十一の二　暗号資産交換業者は、前条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する暗号資産と同じ種類及び数量の暗号資産（以下この項、第六十三条の十九の二第一項及び第百八条第三号において「履行保証暗号資産」という。）を自己の暗号資産として保有し、内閣府令で定めるところにより、履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理しなければならない。この場合において、当該暗号資産交換業者は、履行保証暗号資産を利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める方法で管理しなければならない。

2　前条第三項の規定は、前項の規定による管理の状況について準用する。

第六十三条の十二の見出しを「（指定暗号資産交換業務紛争解決機関との契約締結義務等）」に改め、同条第一項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同項第一号中「指定仮想通貨交換業務紛争解決機関」を「指定暗号資産交換業務紛争解決機関」に、「仮想通貨交換業務で」を「暗号資産交換業務で」に、「仮想通貨交換業に」を「暗号資産交換業に」に改め、同項第二号中「指定仮想通貨交換業務紛争解決機関」を「指定暗号資産交換業務紛争解決機関」に、「仮想通貨交換業に」を「暗号資産交換業に」に改め、同条第二項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「指定仮想通貨交換業務紛争解決機関」を「指定暗号資産交換業務紛争解決機関」に改め、同条第三項第二号中「指定仮想通貨交換業務紛争解決機関」を「指定暗号資産交換業務紛争解決機関」に改める。

第六十三条の十三中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業に」を「暗号資産交換業に」に改める。

第六十三条の十四第一項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業に」を「暗号資産交換業に」に改め、同条第二項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、「第二条第七項第三号」の下に「又は第四号」を加え、「仮想通貨交換業に」を「暗号資産交換業に」に、「仮想通貨の」を「暗号資産の」に改め、同条第四項中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に、「仮想通貨の」を「暗号資産の」に改める。